平成 30 年度第 2 回国民健康保険運営協議会 議事概要

日 時: 平成 31 年 2 月 14 日(木) 13: 30~15: 30

場 所:和歌山県庁 3階 特別会議室

出席委員:9名

【被保険者代表委員】

林委員、高垣委員

【保険医又は保険薬剤師代表委員】

木下委員、江口委員

【公益代表委員】

波床委員、片山委員、水城委員

【被用者保険等保険者代表】

谷□委員、上野委員

【議事概要】

○議事(1)平成30年度保険給付費等交付金の見込額について

- ・資料1に基づき事務局から説明。
- ⇒保険給付費等交付金(普通交付金)の交付額(決算見込)について報告し、概ね見込みどおりで推移している旨、了承を得る。
 - ⇒今後、次回運営協議会では決算の数値を基にした分析結果の報告を行う。

○議事(2)平成31年度事業費納付金及び標準保険料(税)率の算定結果について

- ○議事(3)平成31年度事業費納付金の徴収について
- 資料2、2-1、2-2、3及び3-1に基づき、事務局より説明。
- ⇒前回運営協議会で了承頂いた算定方法により算定経過及び事業費納付金の徴収方法について報告及び説明を行い、了承を得る。

○議事(4)今後の検討事項について

- ・資料4に基づき、事務局より説明。
- ⇒連携会議及び作業部会での協議結果等について報告を受けることとする。

○その他

- ・次回運営協議会は平成31年7月4日を仮予定日とする。
 - ※開催については、開催日の近日に県のホームページでもお知らせする。

【質疑事項(議題1関係)】

[Q]

保険給付費等交付金の「等」について、何を指すのか。

[A]

2 頁の青色で図示されている国の一般会計から、都道府県の特別会計へ赤色の矢印で様々なお 金が交付されている。国が保険給付に要した費用のうち 32%を負担する定率国庫負担や調整交付 金(国)、保険者努力支援などの破線の四角囲みが見ていただける。

この破線の中で保険者努力や特定健診3分の1、調整交付金(国)の一部(※9%の7%は保険給付費の財源、2%が特別な事業に対する交付分)は保険給付に対するお金ではないが、一旦、都道府県の特別会計で受け入れる。

例えば、保険者努力とは、各市町村の取組みに対し、国がある一定の評価基準を定め、それに応じて評価し、交付金を交付するというインセンティブ制度であり、こういった保険給付費に必要となる交付金以外のものを保険給付費等交付金(特別交付金)として交付することから、「等」が記載されていると考える。(※市町村が医療費に対し、保険給付する費用に対する交付金は普通交付金を指す。)

[Q]

6 頁の表における市町村の見込額は、市町村が見込んだ医療費のうち、保険給付として医療機関等に支払わなければならない金額と指しており、その全額を県は交付金として支払わなければならない、そういう理解で良いか。また、赤字で記載している金額は、県の当初の各市町村の見込額よりも支出が不要であるとなる見込みであるという理解で良いか。

[A]

委員お見込みのとおり。

[Q]

不足した場合には、どのように対応するのか。今年度分は市町村で対応するのか。

[A]

年度内に発生した保険給付費は全て県が年度内に市町村へ交付する。ただし、県の特別会計全体で発生した不足分については、県に設置している国保財政安定化基金より取り崩しを行い、繰り入れを行う。平成 30 年度事業分は平成 31 年 4 月末に決算されることから、不足分はその次の年度の平成 32 年度の事業費納付金へ上乗せして、市町村より事業費納付金として徴収する。

[Q]

見込額について、実績と遡行していることからコントロールできているとことで良いか。

[A]

県全体では1.46%の乖離率であり、想定の範囲であると考えている。

【その他意見】

- ・分析時には、被保険者数の小さな市町村で県の当初見込と乖離している市町村の原因を分析することが肝要。
- ・総額で見ると額が大きかったり、各市町村個別で見ると乖離率に開きがあるが、県計で見た場合、1.46%の乖離率は相当シビアに推計が行えている。

【質疑事項(議題2、3関係)】

[Q]

資料3について、平成30年度は、同じスケジュールであったが、特に支障は無かったか。

[A]

ありません。

[0]

資料3について、徴収開始時期について、4月を除いた5月としているのはなぜか。

[A]

市町村が事業費納付金を納める財源が無いことが大きな理由。市町村の保険料(税)の徴収が6月から7月に始まることから市町村に現金がない。県も同じであるが、4月はあらゆる会計で現金が無い状態。5月になれば市町村は、国保特別会計以外の一般会計からお金を一時的に出してもらい、5月に支出することが可能となる。また、6月以降の徴収とした場合、県の会計が厳しくなることから、5月を採用したいと考えている。

[0]

資料3-1について、全体の累計差額が1月から3月赤字になっている。欄外のコメントにあるように県全体のキャッシュフローで対応と記載されているのは、国保特別会計の中での話か、別の資金があるのか。

[A]

県全体の一般会計も含めた資金繰りの中で対応する。累計では不足する時期が出るが、不足する時期については、国保特別会計以外の会計も含めて対応してもらうよう県会計課と調整している。

[Q]

資料3-1について、年間のトータルでは資金繰りが可能ということか。

[A]

委員の仰るとおり年間では歳入と歳出がトータルで一致するが、歳入の時期と歳出の時期のバランスが悪いことから、一時的に不足が発生する時期がある。資料3の4頁示されているとおり、普通交付金の原資となる療養給付費等負担金を4月から7月にかけて国から交付を受け、この資金を軸に市町村へ交付を行っていくが、徐々に資金が不足していき、最終的に4月に大きな金額が交付されるという

国からの資金の流れがあるため、不足する時期がある。

[Q]

資料3-1について、最終的に4月に交付される(調整交付金や前期高齢者交付金)というのは、前年度の資金が時期的に翌年度の4月に入ってくるということか。

出納閉鎖期間である4月に国より交付されることから会計年度としては当年度での取り扱い。平成30年度でご説明すると、平成31年3月までは一般会計も含めた県全体の会計の中で現金のやり繰りを行う。3月末時点で一旦各会計の不足分等を計算し、不足分は県会計課が管理する基金から資金を借り受け、対応します。その後、4月に交付金が交付されるため、借り受けた分に充当されるイメージである。

[0]

市町村の(法定外)繰入については、影響することはあるか。

(A)

県は保険給付に必要なる費用を全額交付金として市町村に交付するが、その際に原資とするのが公費や事業費納付金。市町村はその事業費納付金を県へ納めるにあたり、被保険者へ保険料(税)を賦課し、徴収する。一方、法定外繰入を行っている市町村は保険料(税)率を低く設定し、事業費納付金を納めるに足りない部分を一般会計からの繰り入れで対応している。この一般会計からの繰入は市町村の会計内の話であり、市町村の努力で解消してくべき課題のため、県の特別会計とは関係のない問題である。

[0]

資料2の9頁に都道府県の一般会計から特定健診3分の1とあるが、基準単価の3分の1ということか。

[A]

国が定めている基準単価の3分の1である。

市町村の契約単価 100 に対し、国の基準単価は 90 で、国 30、県 30、市町村 30+不足分という負担構成である。

[Q]

資料1の6頁の保険給付費等交付金の見込額を県が当初799億円、市町村が811億円決算で見込んでいると報告があった。資料2-1の事業費納付金の合計額が317億円とあり、この差額はどのように考えればよいか。

[A]

資料1の3頁の左下の図で、事業費納付金は図の A 市の水色の矢印を指す。一方、保険給付

費等交付金は図の都道府県特別会計の緑色の支出と描かれた部分を指す。

保険給付費等交付金は、事業費納付金、国等からの公費(前期高齢者交付金や国からの負担金等)を併せたお金で交付するお金であり、事業費納付金は保険給付費等交付金の内数であり、原資である。

[Q]

国保の保険料(税)収入は3分の1を占めるということでよいか。

[A]

資料2の6頁の国の資料では、医療給付費等総額が 11 兆 1,800 億円で、そのうち、保険料が 2 兆 7,000 億円である。 (国の割合としては、24.15%)

【その他意見】

- ・市町村の一般会計からの法定外繰り入れは、税金の2重負担である。今後解消していくようよろしくお願いする。
- ・国保を維持していくには保険料収入だけでは非常に心もとなく、支えるための財源は様々な公費が投入されており、県の会計においては一般会計と調整を図るなどの調整が図られている。

【質疑事項(議題4関係)】

[Q]

市町村との連携会議等は、原則全市町村が集まるものか。

[A]

振興局単位で1市町村と市長会及び町村会からそれぞれ1市町村依頼し、協議を行っている。